

**特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細**

		被相続人		
		特定事業用資産相続人等		
<p>この表は、相続税の申告期限までに特定事業用資産相続人等が有する特定受贈同族会社株式等について旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合に記入します。なお、この表は、会社分割等があったつど、特定事業用資産相続人等ごとに記入します。</p>				
<p><b>ア 会社分割等があった特定受贈同族会社株式等（以下「分割対象株式等」といいます。）に係る法人の名称、会社分割等の事由等</b></p> <p>（「会社分割等」には、資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当（法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割を除きます。）又は利益の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。）</p>	法人名		法人の整理番号	
			所轄税務署名	署
	会社分割等の日	・	・	会社分割等の事由
	贈与年月日	・	・	
<p><b>イ 対応株式に係る法人の名称等</b></p> <p>（会社分割等により旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式（以下「対応株式」といいます。）を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入します。）</p>	法人名		法人の整理番号	
			所轄税務署名	署
<p><b>ウ 非対応株式に係る法人の名称等</b></p> <p>（会社分割等によりイに掲げる対応株式以外の特定受贈同族会社株式等に対応する株式又は出資（以下「非対応株式」といいます。）を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入します。）</p>	法人名		法人の整理番号	
			所轄税務署名	署
<b>1 会社分割等前株式等総額の計算</b>				
① アの法人の分割対象株式等の1単位当たりの価額	② 会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割対象株式等の数又は額	③ 会社分割等前株式等総額 (①×②)		
円	株・口	円		
<b>2 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算</b>				
④ 会社分割等時後におけるアの法人の資本金等の額	⑤ 会社分割等時後におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総額	⑥ 会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割対象株式等の数又は額	⑦ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額 (④/⑤×⑥)	
円	株・口	株・口	円	
<b>3 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算</b>				
⑧ 会社分割等時後におけるイの法人の資本金等の額	⑨ 会社分割等時後におけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総額	⑩ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は額	⑪ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額 (⑧/⑨×⑩)	
円	株・口	株・口	円	
<b>4 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算</b>				
⑫ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号イの金額	⑬ 会社分割等時後におけるウの法人の資本金等の額	⑭ 会社分割等時後におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総額	⑮ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したウの法人の非対応株式の数又は額	⑯ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額 (⑫+⑬/⑭×⑮)
円	円	株・口	株・口	円
<b>5 アの法人の分割対象株式等の1単位当たりの時価</b>		(③× $\frac{⑦}{⑦+⑩+⑮}$ )		円
<b>6 イの法人の対応株式の1単位当たりの時価</b>		(③× $\frac{⑪}{⑦+⑩+⑮}$ )		円
<b>7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額</b>		(③× $\frac{⑬}{⑦+⑩+⑮}$ )		円
<p>(注) 1 この表における「特定事業用資産相続人等」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第2項第11号に規定する特定事業用資産相続人をいいます。</p> <p>2 ①欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割対象株式等の贈与時の1単位当たりの価額を記入します。なお、既にこの表により計算した⑦欄又は⑩欄の金額がある場合には、その金額を記入します。</p> <p>3 ④欄、⑧欄、⑬欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入します。</p> <p>4 ⑤欄、⑨欄、⑭欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。</p> <p>5 ⑦欄、⑪欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てます。</p> <p>6 ⑩欄、⑬欄、⑯欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てます。</p> <p>7 ⑰欄、⑱欄の金額を第11・11の2表の付表3の①欄に転記します。</p> <p>8 特定受贈同族会社株式等について⑱欄の金額がある場合には、⑱欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細」の③の「価額」欄に記入します。</p> <p>9 「旧租税特別措置法施行令」は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令をいいます。</p>				